

年金記録問題の取組について

**平成22年2月
日本年金機構**

年金記録問題への取組 問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を不適切に遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録があった方(平成19年12月～3月)
 - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
 - ※ 住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
 - 2) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)

年金記録問題への取組状況について(平成22年2月19日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考	
1	ねんきん特別便	年金事務所分	44万件	22年2月5日 (累計)	-1万件	22年1月29日	受給者分 回答 3,174万件 (未回答 509万件) 加入者分 回答 4,899万件 (未回答 2,049万件)
	〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	機構本部分(※2)	38万件		-4万件		
2	5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,377万件	22年2月5日 (累計)	+5万件	22年1月29日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,718万件
		厚年/国年	1,107万件/270万件		+4万件/+1万件		
		男/女	627万件/750万件		+3万件/+2万件		
		60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	353万件/994万件		+1万件/+4万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年2月5日	0.0か月	22年1月29日	
		進達に至っていない申出件数	2.4万件		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.3か月	21年12月末 (1月15日支払分)	0.0か月	21年11月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	10.3万件		-2.5万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	21年12月末 (1月15日支払分)	-0.1か月	21年11月末	
		未処理件数	26.3万件		-1.1万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.1千件	22年1月第5週分	5.8千件	22年1月第4週分	(20年5月以降の累計) 96万件 522億円
		年金額増額の総額(概算値)	3.2億円		2.7億円		
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,033万件(98.0%)	21年11月末	+10万件	21年10月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	4.4万件(5.9万件)		+0.8万件(-0.3万件)		
		再裁定進達件数	2.5万件		+0.3万件		
8	コールセンター	応答率	94.4%(56.8%)	22年2月第1週分	94.7%(72.8%)	22年1月第5週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数/総呼数	7.7万件/8.1万件 (10.7万件/18.8万件)		7.1万件/7.5万件 (9.7万件/13.3万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	1日(月): 2(33) 2日(火): 2(16) 3日(水): 3(34) 4日(木): 1(31) 5日(金): 4(30)	22年2月第1週分	25日(月): 4(66) 26日(火): 7(72) 27日(水): 7(78) 28日(木): 6(33) 29日(金): 4(51)	22年1月第5週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	762件	22年2月5日 (累計)	+11件	22年1月29日	
		うち2万件的戸別訪問対象事案数	530件		+6件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

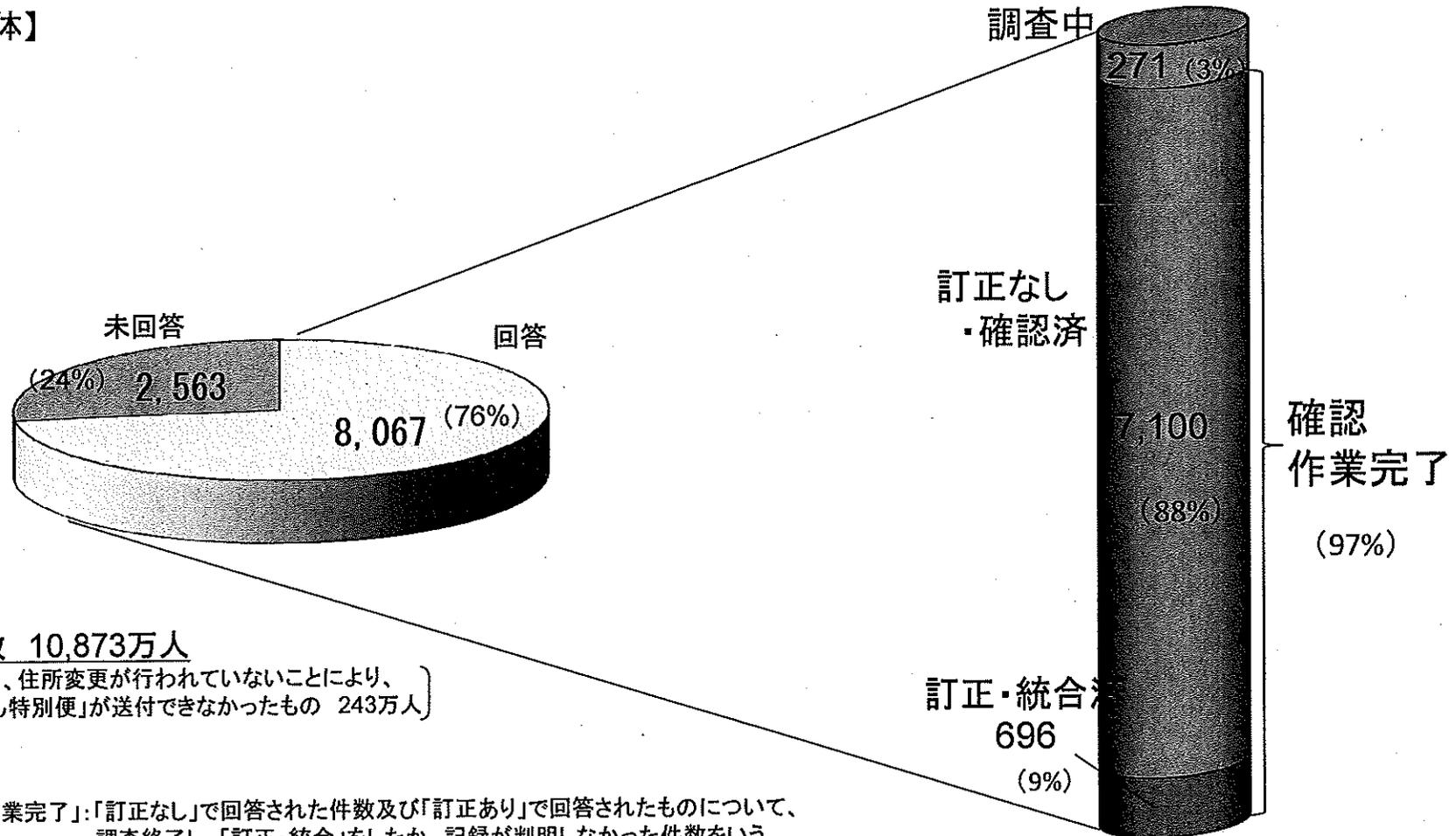
(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約8,067万人(21年12月25日現在)から回答をいただき、このうち、約97%の方(約7,796万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



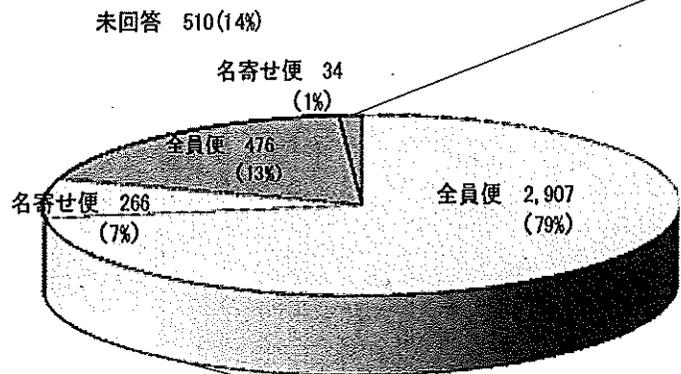
送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 243万人

※「確認作業完了」: 「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位: 万人

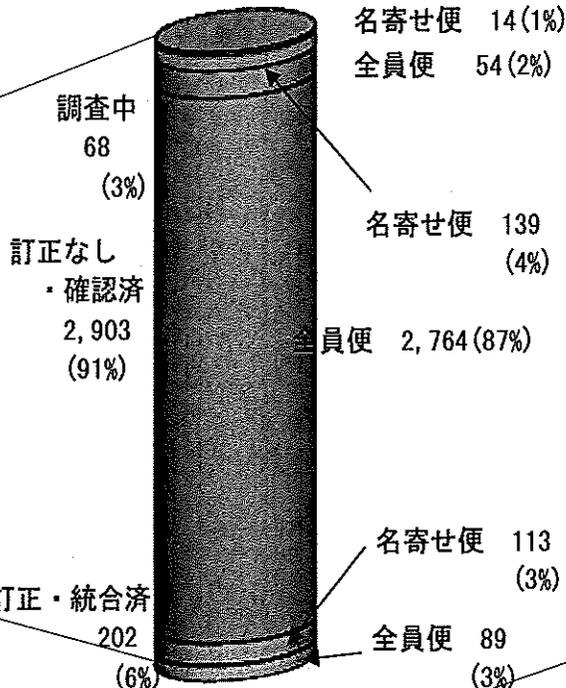
【受給者】



回答 3,173(86%)

送付数 3,695万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人



名寄せ便 14(1%)
全員便 54(2%)

このうち8万人は、「訂正なし」との回答があったものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

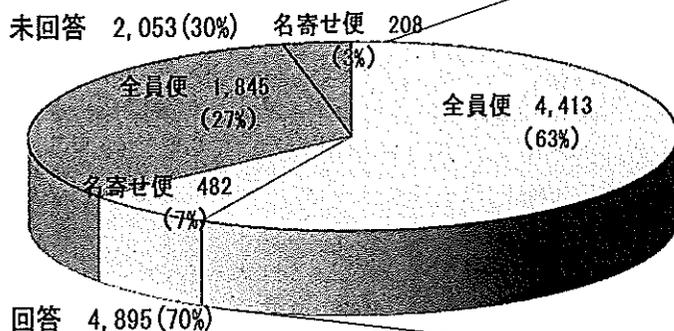
名寄せ便 139(4%)

全員便 2,764(87%)

名寄せ便 113(3%)

全員便 89(3%)

【加入者】



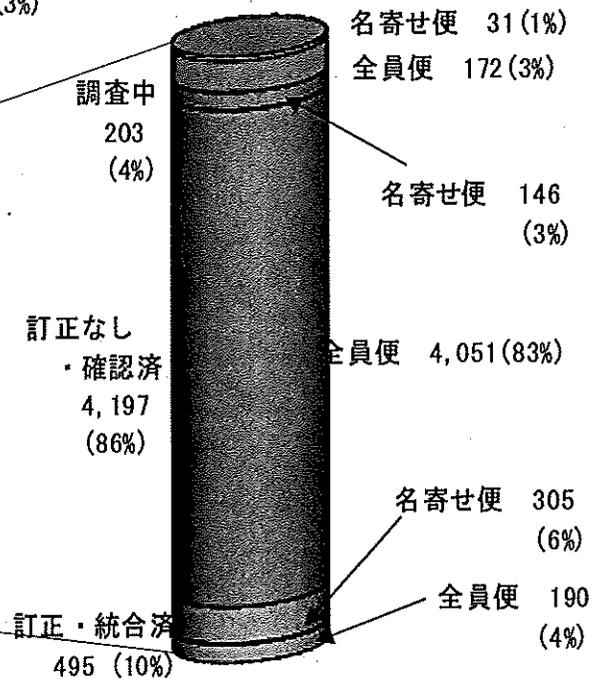
回答 4,895(70%)

21年12月25日現在

単位:万人

送付数 7,178万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 230万人



名寄せ便 31(1%)
全員便 172(3%)

名寄せ便 146(3%)

全員便 4,051(83%)

名寄せ便 305(6%)

全員便 190(4%)

名寄せ特別便に係る協力市区町村の記録調査の実施状況(平成22年1月22日現在)

協力状況について

協力するとの回答が得られている市区町村数	1,298 市区町村
調査実施中の市区町村数	691 市区町村
調査実績として報告の提出があった市区町村数	367 市区町村
①ご本人への記録調査を行っていただいた市区町村数(※)	60 市区町村
②電話番号などの情報提供をいただいた市区町村数(※)	313 市区町村
検討中の市区町村数	242 市区町村
協力困難との回答が得られた市区町村数	12 市区町村

※ 上記①、②については、両方に該当する市区町村がある。

実績報告の提出があった市区町村の実績

- 市区町村における調査(国民健康保険・介護保険等の情報との突合せ)の結果、7,108人(①+④)の電話番号や住所等が把握され、市区町村および年金事務所における確認の結果、1,497人(②+⑤)について、記録がご本人のものであることが確認された。
- また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は498人(③+⑥)であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約2,200万円である。

○ ご本人への記録確認を行っていただいた市区町村(60ヶ所) ①

1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	2,448(71.7%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む)	968(28.3%)

合 計 3,416

1. 本人の記録であることが確認できた	1,361(55.6%)
2. 本人の記録ではなかった	508(20.8%)
3. 既に年金事務所等へ訂正ありとして届出済	123(5.0%)
4. その他(不在、居所不明、回答拒否等)	456(18.6%)
1. 記録訂正に至った人数	432
2. 記録訂正による年金額の増加額	1,980万円

○ 電話番号などの情報提供を行っていただいた市区町村(313ヶ所) ④

1. 市区町村において電話番号・住所が把握できたもの	4,660(69.7%)
2. 市区町村において電話番号・住所が判明しなかったもの (死亡、住所登録なし等を含む)	2,023(30.3%)

合 計 6,683

提供いただいた情報による年金事務所での調査の結果 ⑤

本人の記録であることが確認できた	136(2.9%)
1. 記録訂正に至った人数	66
2. 記録訂正による年金額の増加額	252万円

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,348万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,002万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)	→	(21年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1348万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1586万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	628万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	531万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	1002万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成21年12月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1348万件【19年12月より1038万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、544万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1586万件【19年12月より346万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、1002万件【19年12月より1443万件減少】
- 住基ネットの活用等により、531万件的の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成21年12月		増減 (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合		
	1,550	30.4%	2,934	57.6%	1,384	
1 死亡が判明した者等の記録	360	7.1%	649	12.7%	289	・解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	403	7.9%	43	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			180	3.5%	180	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	568	11.1%	108	・解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	369	7.2%	51	・記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,348	26.5%	1,038	・ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	628	12.3%	544	・記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	191	3.7%	144	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	443	8.7%	403	
6 解明作業が進展中の記録			531	10.4%	531	・解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			79	1.6%	79	・このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			317	6.2%	317	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			99	1.9%	99	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			36	0.7%	36	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・死亡していると考えられる者の記録 ・海外居住者 ・届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	1,002	19.7%	-1,443	・解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

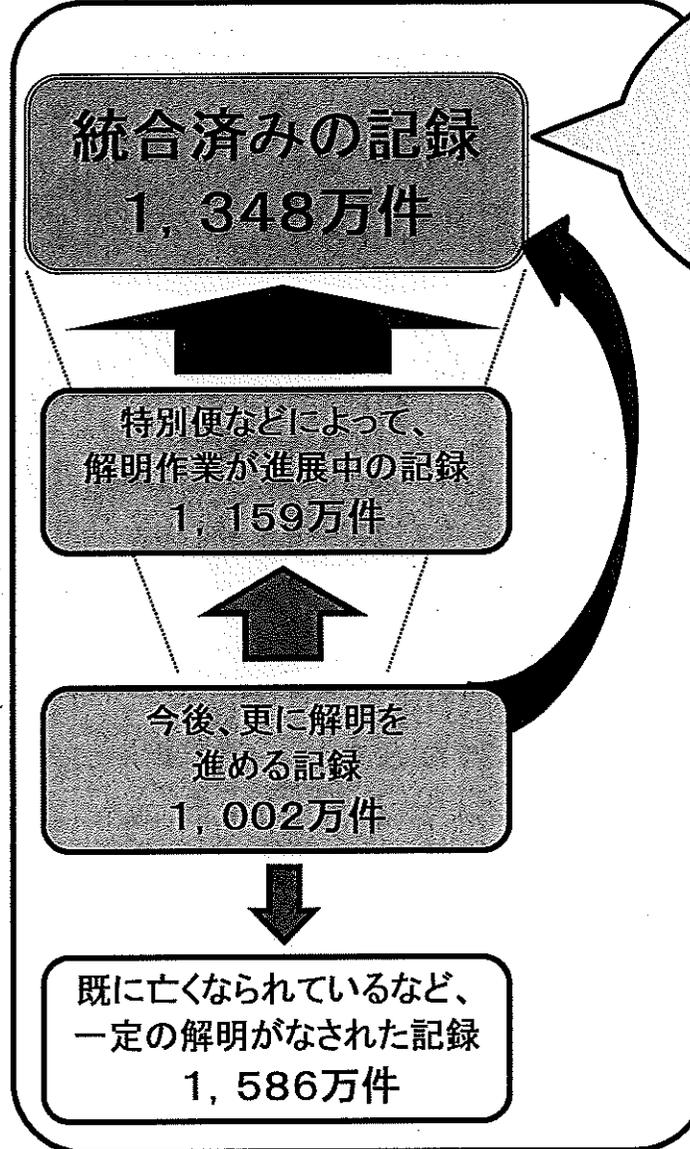
- 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 「平成21年12月」は、平成21年12月11日時点のデータをベースに作成

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

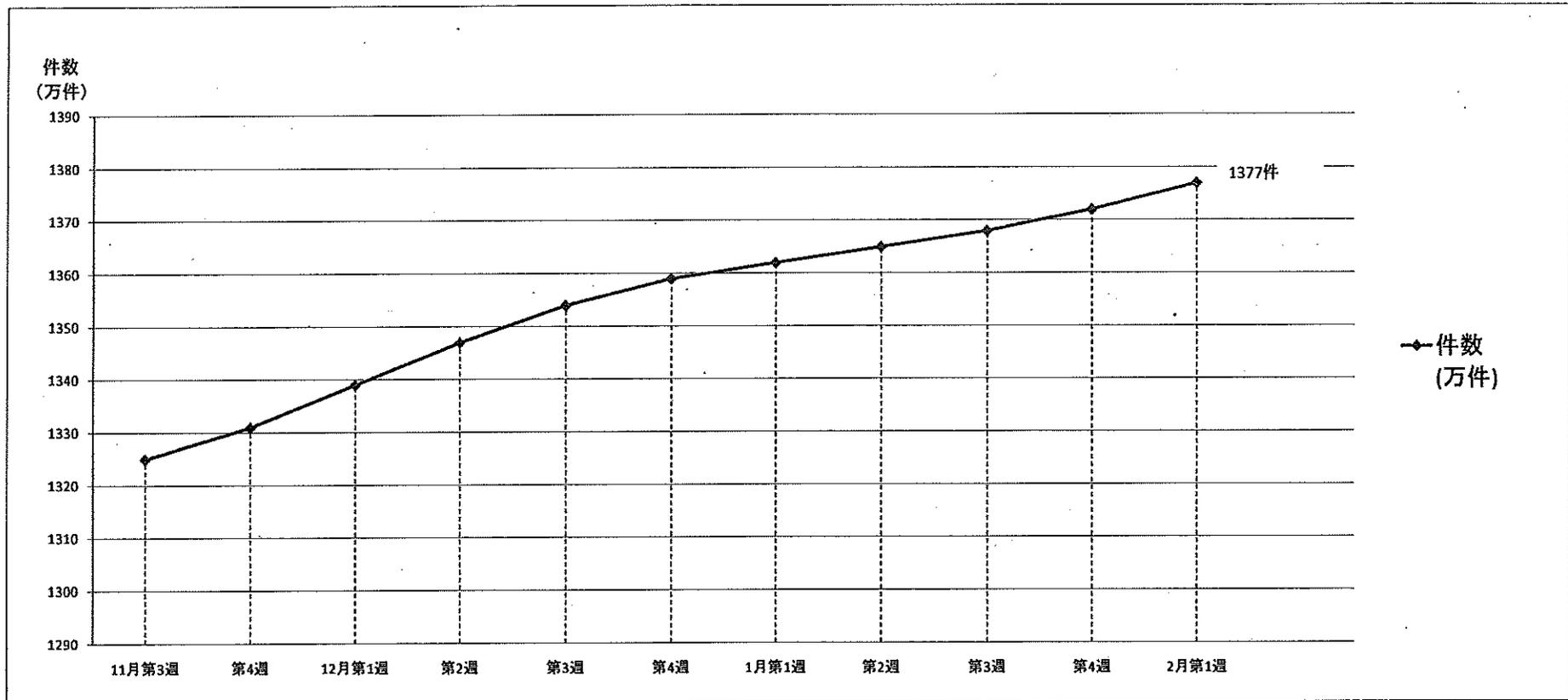
未統合
記録
5,095
万件

(平成21年12月時点)



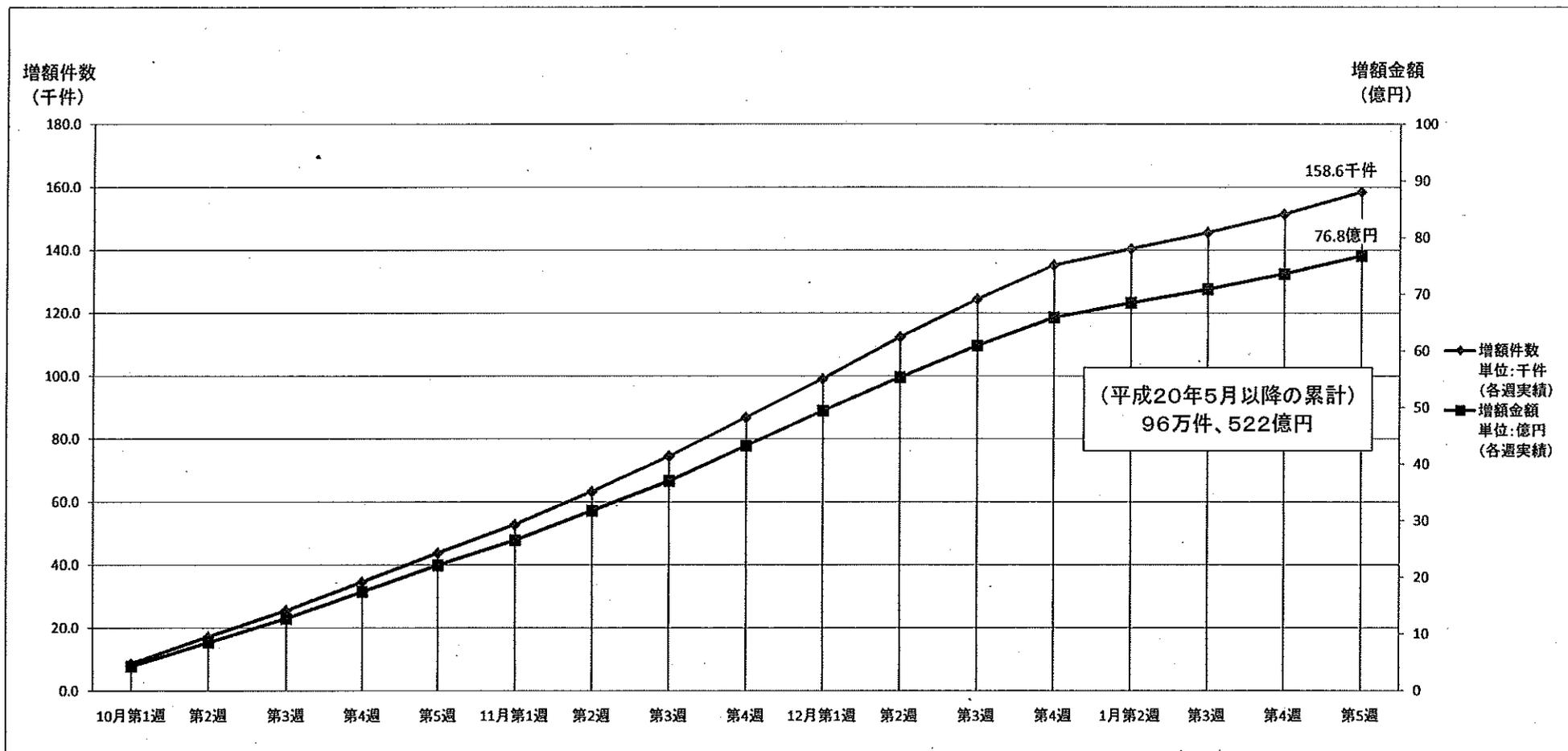
平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,348万件が
統合済み

5095万件の未統合記録の統合件数[累積]



	11月		12月				22年1月				22年2月
	11月第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第1週	第2週	第3週	第4週	2月第1週
件数 (万件)	1325	1331	1339	1347	1354	1359	1362	1365	1368	1372	1377

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



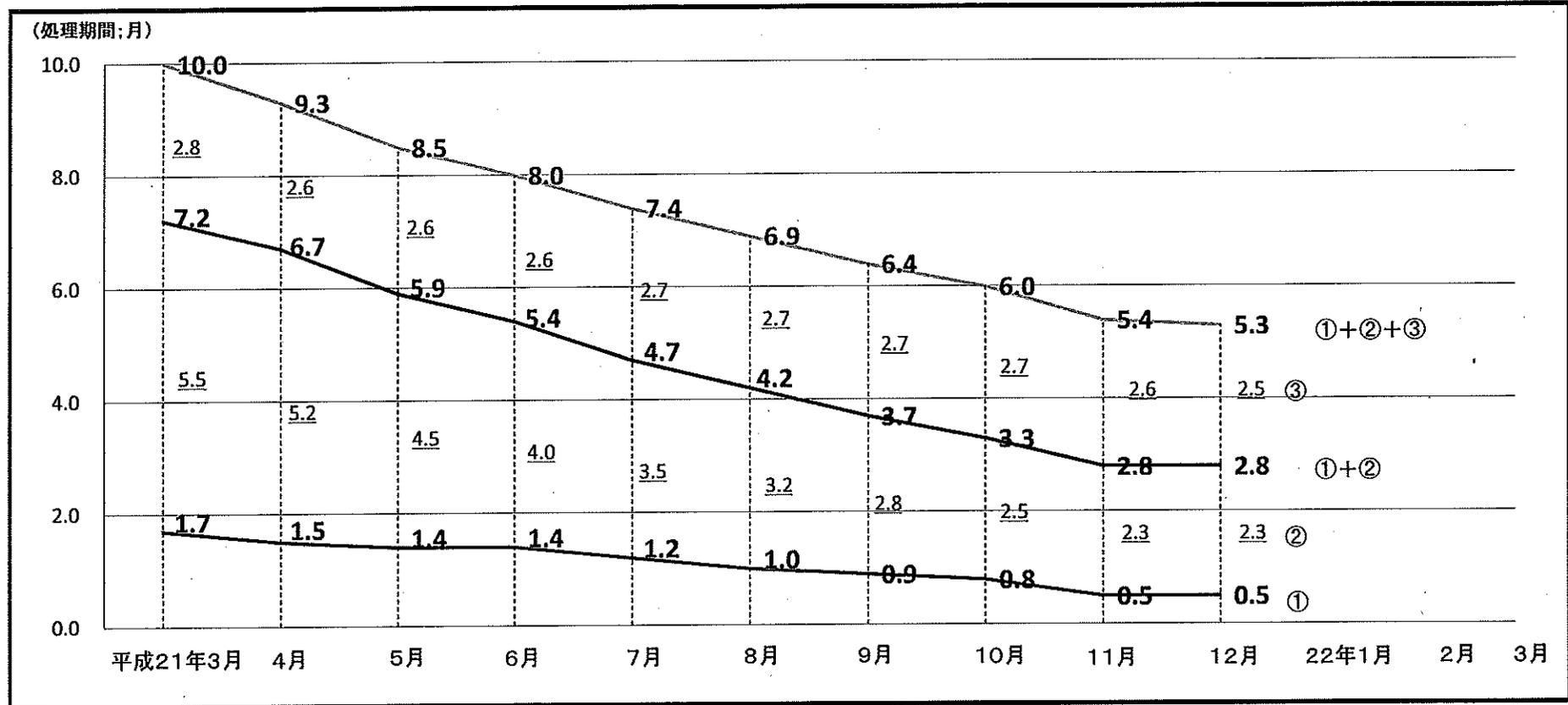
	10月					11月				12月				1月			
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	8.7 (8.7)	17.2 (8.5)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	4.3 (4.3)	8.5 (4.2)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したものの。

記録回復後の年金を受給できるまでの処理期間



- ①+②+③ ①再裁定の申出受付から日本年金機構本部への進達 [年金事務所]
- ①+② ②再裁定の支給(5年以内分) [日本年金機構本部]
- ① ③時効特例分の支給 [日本年金機構本部]

日本年金機構本部	21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
再裁定の処理件数の推移	19.1万件	19.1万件	19.0万件	19.0万件	18.1万件	16.6万件	14.0万件	14.2万件	12.9万件	10.4万件
(1日当たりの平均処理件数の推移)	(9.1千件)	(9.1千件)	(10.6千件)	(8.6千件/日)	(8.2千件/日)	(7.9千件/日)	(7.4千件/日)	(6.8千件/日)	(6.8千件/日)	(5.5千件/日)
再裁定の未処理件数の推移	70.4万件	61.7万件	53.6万件	44.2万件	35.5万件	28.8万件	22.8万件	17.4万件	12.8万件	10.3万件

※1 再裁定と時効特例の処理期間については、平均的には上記のとおりであるが、システム上で処理可能なものと手作業での処理が必要なものがあり、個別の案件によっては、更に長くなるものがある。

※2 12月分の処理期間は速報値。

「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。
平成22年1月末日までに約5,552万人(4月2日～2月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～平成22年1月送付分》

送付件数

約5,552万件

回答件数

約431万件

※業務センター受付分のみの集計

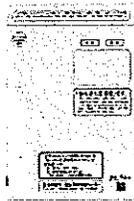
送付封筒種類別

オレンジ色の封筒で送付



約227万件
(a+b+c)

空色の封筒で送付



約5,325万件

「ねんきん特別便」の回答勧奨等

名寄せ特別便で「訂正なし」と回答した方に対し、名寄せ記録の一部を同封

約53万件
(a)

名寄せ特別便に未回答の方に対し、名寄せ記録の一部を同封し、回答勧奨

約130万件
(b)

全員特別便に未回答の方への回答勧奨

約1,689万件

標準報酬の遡及訂正事案

標準報酬月額に誤りがある可能性のある方に対し、お知らせを同封

約45万件
(c)

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、21年3月末までに概ね終了。

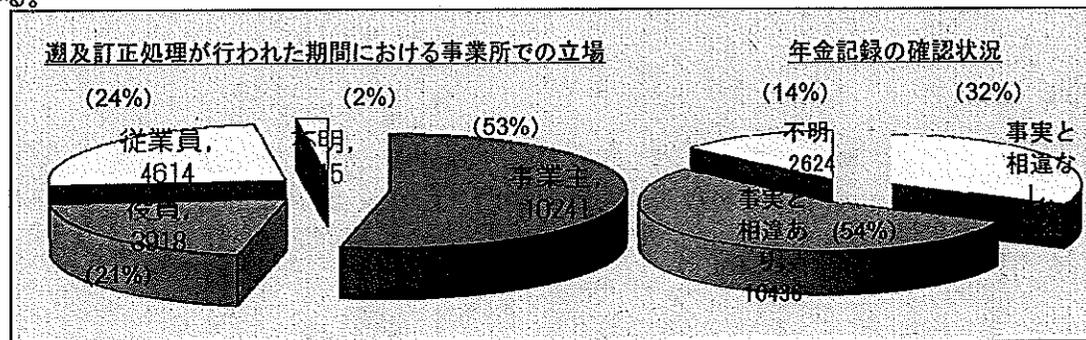
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
 うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について一定の条件を満たす場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録回復を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録回復の状況(22年2月5日現在(速報値)) 762件

(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 530件^(*))

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に記録回復を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録回復を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案(1,335件)について、21年12月までに職員の関与に関する調査を行い、4件の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。

* 関与が明らかになった職員(既に退職している1名を除く3名)に対しては、処分が行われている。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」(※)や21年12月に送付を開始した厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での記録回復や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

1 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況

- (1) 国民年金特殊台帳等として保有している3,096万件の記録全数について、平成20年5月からコンピュータ記録との突合せを実施。
- (2) 平成21年11月末時点において、3,096万件のうち、3,033万件(98%)の突合せを完了。

※ 特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、社会保険事務所でマイクロフィルム化して保管している。また、特殊台帳以外に、全ての期間が通常の納付方法により行われている記録や年度内の全ての期間が免除されている記録などが記載されている台帳(普通台帳)が約870万件あり、社会保険事務所においてマイクロフィルム及び紙媒体で保管している。

2 突合せの結果

- (1) 上記(1)の3,033万件のうち、国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないものが24万件(0.8%)あった。

国民年金特殊台帳等とオンライン記録が一致しないもの		
	① オンライン上の納付記録(納付、免除)が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの ※1	② 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日の一部が異なっているもの ※1
236,255件 (0.8%)	180,398件 ※2 (0.6%) うち、年金額が増額となる受給者 70,230件 (0.2%)	58,972件 (0.2%)

(備考) 括弧内の数字は、3,033万件に対する割合である。

※1 ①と②は、重複しているものがある。

※2 納付記録が増えるもの(180,398件)には、現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録を含む。

(2) 年金受給者の年金額の増額の状況(年額)

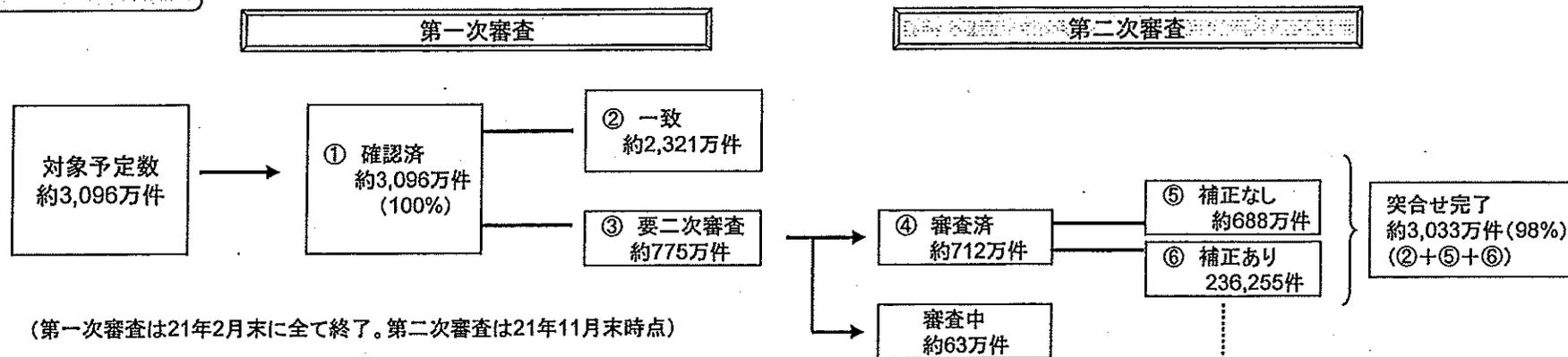
平均 14,571円(納付8.3月、免除1.6月)

最高 346,544円(納付210月)

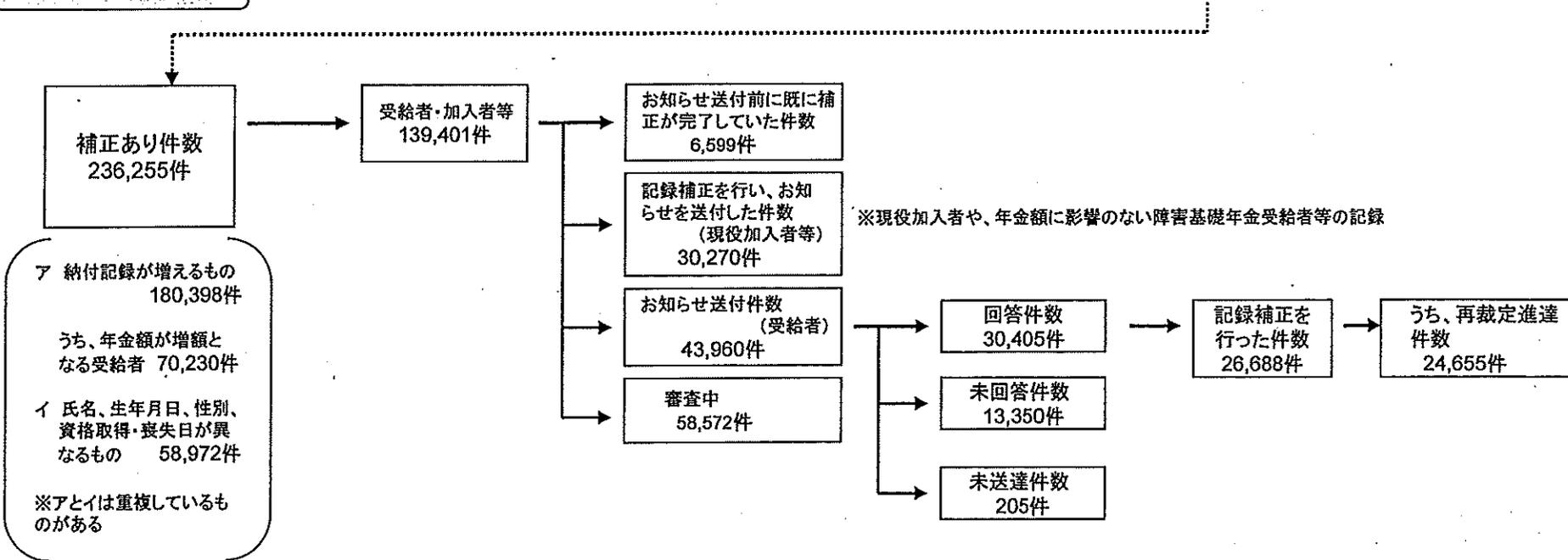
最低 550円(免除1月)

国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せの進捗状況 (21年11月末現在)

突合せ作業



突合せ後の後処理



年金記録に係るオンライン記録と紙台帳等の突合せについて

1. 進め方

- オンライン記録と紙台帳等の突合せについては、紙台帳検索システム（別添1参照）を構築した上で、平成22年度からの4年間で全件照合することを目標に実施する。

2. 実施方法

（別添2参照）

- オンライン記録と紙台帳等の記載内容の一致・不一致を確認する「第1次審査」、不一致のものについて訂正履歴や関係資料を踏まえて当該不一致に理由があるかを確認する「第2次審査」により実施する。
- 全国各地に突合せを行う拠点を設置し、平成22年度中に順次、約1万8千人体制に拡大する予定。

3. 進捗状況

- 現在、紙台帳検索システムの構築（紙台帳やマイクロフィルムの電子画像化、オンライン記録との紐付け）を進めるとともに、審査に関する具体的な作業手順等について検討中。（本年秋頃までに作業を開始する予定。）

紙台帳検索システムについて

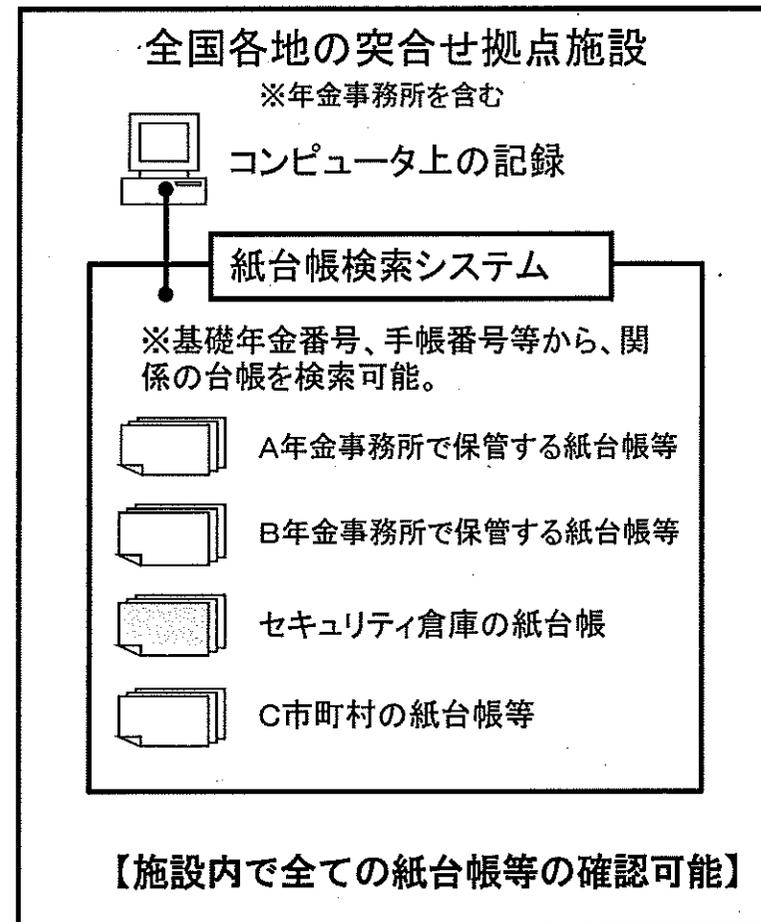
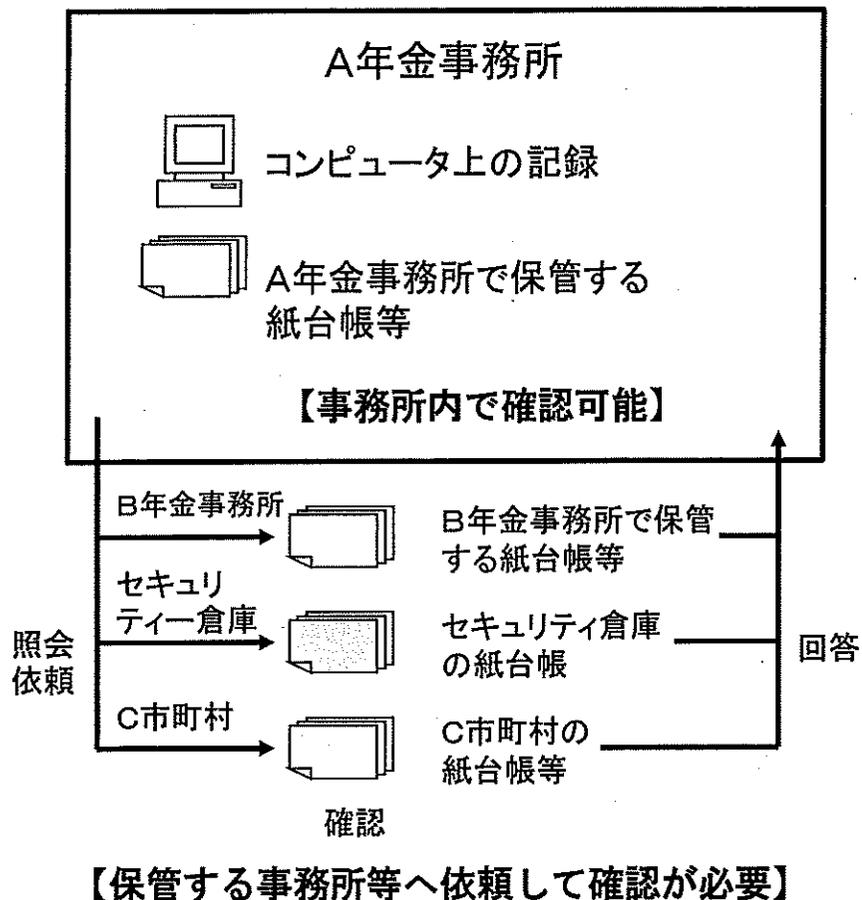
別添1

現在

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

紙台帳検索システム稼働後(平成22年度中～)

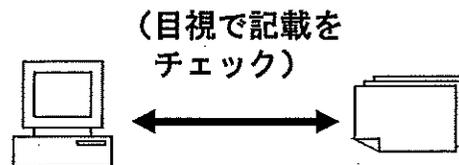
- ・紙台帳検索システムにより、端末(WM)から全ての紙台帳の検索・閲覧が可能に



審査の流れ（第一次審査・第二次審査）

第一次審査

○紙台帳とオンライン記録の
記載内容の一致・不一致を目視
でチェック

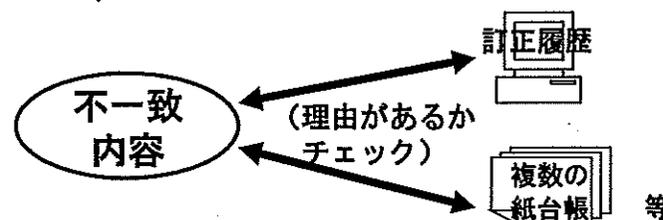


(不一致)

(一致)

第二次審査

○オンライン上の訂正履歴や関係
資料に当たり、不一致内容に理由
があるかどうかチェック
※可能な限りマニュアル化



(不一致)

(一致)

確認 通知

○適正に審査が行われたかを確認
○不一致事案について、ご本人に通知

第一次審査の流れ

1**○審査対象の情報の呼び出し**

- ・基礎年金番号をキーとして、審査対象となる者のコンピュータ記録、紙台帳等の画像情報を呼び出し

2**○1人目の審査（作業スタッフA）**

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（1回目）

3**○2人目の審査（作業スタッフB）**

- ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査（2回目）

4**○審査結果の確認（スーパーバイザー）**

- ・1人目、2人目の審査結果を踏まえて、審査結果を確定

⇒審査結果が「コンピュータ記録と紙台帳等が不一致」のものは第二次審査へ

1

審査対象情報の呼び出し

・基礎年金番号をキーとして、審査対象となる者のコンピュータ記録、紙台帳等の画像情報を呼び出し

検索条件入力 (受付)

基礎年金番号: 8153763531

年金手帳記号番号: []

受付時登録対象者の「基礎年金番号」又は「年金手帳記号番号」を入力します。
(両方同時入力不可)

検索 クリア 戻る

「検索」ボタンをクリックして検索を行います。



審査対象一覧 (受付)

受付事由: 審査申し出あり

「受付事由」を選択します。
選択可能項目:
1. 審査申し出あり
2. 審査申し出なし
3. 裁定請求時審査

順番	基礎年金番号	厚年手帳	年月日	支給者年番	年金コード	1次画像	2次画像
1	8153763531	0000000000	8.09.01	8153763531	1150	4	4

登録 戻る

「登録」ボタンをクリックして、受付登録を完了します。

2

1人目の審査(作業スタッフ)
 ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査(1回目)

第1次審査

〒基本情報

被保年番	4103057569	受給者年番	4103057569	年金コード	1150
方名氏名	むら 知子		1次	確認	2次
漢字氏名	年金 太郎				
生年月日	5-08-06-19	性別	1	メモ	手番履歴

② 給付・資格記録

厚年	配賦年月日	種別	種別	原因	1次	確認	2次
	5-27.11.01	010	01	01			
	5-30.10.01	012	01	03			
	5-31.04.01	000	00	04			
	5-31.04.04	010	01	02			
	5-31.10.01	012	01	03			
	5-32.10.01	012	01	03			
	5-33.12.01	000	00	04			
	5-33.11.25	010	01	02			
	沖額 01	繰上チェック					

③ 画像情報

画像番号	管番/市町村	手番	生年月日	突合	索引
HI31210012300771	3121-ネタ-000771	1111111111	5-08.06.19	4	索引
HI41050025100006	4105-ネタ-000006	4103057569	5-08.06.19	1	索引
HI42030000100028	4203-74Y-000028	3333333333	5-08.06.19	3	索引
HI42030011502208	4203-574-002208	2222222222	5-08.06.19	3	索引

備考 (全角のみ200文字まで)

登録 保存 戻る

年金手帳記号番号履歴表示

年金手帳記号番号	履歴年金手帳記号番号	制度コード
4103057569	1111111111	2
4103057569	2222222222	2
4103057569	3333333333	2
4103057569	4103057569	7

閉じる



000312

手番	生年月日	突合	索引
4103057569	5-08.06.19	4	索引
4103057569	5-08.06.19	1	索引
3333333333	5-08.06.19	3	索引
2222222222	5-08.06.19	3	索引

3

2人目の審査(作業スタッフB)
 ・コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ審査(2回目)

第1次審査確認

画面ID: P0235010
ユーザID: eusst

◎ 基本情報

被保者番号 4103057569 受給者番号 4103057569 年金コード 1150
 カナ氏名 初々 知の 1次 確認 2次
 漢字氏名 年金 太郎
 生年月日 5-08.06.19 性別 1

◎ 給付・資格記録

資格記録

厚年	記録年月日	種別(種別)	原因	1次 確認	2次
	5-27.11.01	010 01 01		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-30.10.01	012 01 03		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-31.04.01	000 00 04		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-31.04.04	010 01 02		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-31.10.01	012 01 03		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-32.10.01	012 01 03		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-33.12.01	000 00 04		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5-33.11.25	016 01 02		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	沖種 01	資格チェック		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◎ 西條情報

西條番号	番番/市町村	手番	生年月日	突合	索引
HI31210012300771	3121-タタ-000771	1111111111	5-08.06.19	4	索引
HI41050025100006	4105-タタ-000006	4103057569	5-08.06.19	1	索引
HI42030000100028	4203-74Y-000028	3333333333	5-08.06.19	3	索引
HI42030011502208	4203-74Y-002208	2222222222	5-08.06.19	3	索引

備考(全角のみ200文字まで)

登録 保存 戻る

年金手帳記号番号履歴表示

年金手帳記号番号	履歴年金手帳記号番号	制度コード
4103057569	1111111111	2
4103057569	2222222222	2
4103057569	3333333333	2
4103057569	4103057569	7

1人目の審査結果は表示しない



紙台帳 (Handwritten ledger)

氏名	生年月日	種別	原因	1次	2次
初々 知の	5-08.06.19	010	01 01		
初々 知の	5-30.10.01	012	01 03		
初々 知の	5-31.04.01	000	00 04		
初々 知の	5-31.04.04	010	01 02		
初々 知の	5-31.10.01	012	01 03		
初々 知の	5-32.10.01	012	01 03		
初々 知の	5-33.12.01	000	00 04		
初々 知の	5-33.11.25	016	01 02		
初々 知の	沖種 01	資格チェック			

4

審査結果の確認(スーパーバイザー)

・1人目、2人目の審査結果を踏まえて、審査結果を確定

第1次審査終了

画面ID: PZ135120
ユーザID: guest

◎ 基本情報

被保者番	4103057569	受給者年番	4103057569	年金コード	1150
力子氏名	わん 知		1次確認	2次	
漢字氏名	年金 太郎		1	1	
生年月日	5-08.06.19	性別	1	メモ	手番履歴

◎ 給付・資格記録

年度	厚年	資格記録	1次	2次
5-33.11.25	016	01 02	1	1
5-34.04.01	018	01 03	1	1
5-35.05.01	022	01 03	1	1
5-35.10.01	024	01 03	3	1
5-37.05.01	026	01 03	3	3
5-37.10.01	036	01 03	1	1
5-38.10.01	033	01 03	1	1
5-39.07.01	036	01 03	1	1
注釈 01		総括チェック	2	2

◎ 画像情報

西暦番号	電話番号/市町村	手番	生年月日	実合	索引
HI31210012300771	3121-524-000771	11111111111	5-08.06.19	4	索引
HI41050025100008	4105-747-000008	4103057569	5-08.06.19	1	索引
HI42030000100028	4203-744-000028	33333333333	5-08.06.19	3	索引
HI42030011502208	4203-911-002208	22222222222	5-08.06.19	3	索引

備考 (全角のみ200文字まで)

登録 戻る

審査対象一覧 (第1次審査終了)

画面ID: PZ135110
ユーザID: guest
平成22年07月20日

検索条件入力(第1次審査終了)

◎ 実行事由: 設定請求

項番	区分	被保者番	厚年手番	給保手番	国年手番	生年月日	受給者年番	年金コード	1次西暦	2次西暦	選定状況	確認
1	承認	4103057569	4103057569	0000000000	0000000000	5-08.06.19	4103057569	1150	7	7	第1次審査終了承認待ち	確認

登録 戻る

第1次審査結果の登録を行う

審査結果を確認を行う

審査結果を確認
不一致項目は高輝度で表示される